## 春学期第4問

X は、自己の経営する飲食店の宣伝のため、日本銀行券である百円札に模した割引券を発行することを思いつき、表面は写真製版の方法により日本銀行が発行する百円紙幣と同寸大、同図案かつほぼ同色のデザインとしたうえで、上下 2 か所に小さく「サービス券」と赤い文字で記載し、裏面は広告を記載したサービス券 A を製版所に印刷させた。

サービス券 A の作成前、製版所側から「片面が百円札とほぼ同一のサービス券を作成するのはまずいんじゃないか。」と言われたため、X は知り合いの巡査を訪ねて警察署に赴き、同人及びその場にいた同課防犯係長に相談したところ、通貨及証券模造取締法の条文を示されたうえ、紙幣と紛らわしいものを作ることは同法に大きく違反することを告げられ、サービス券の寸法を真券より大きくしたり、「見本」、「サービス券」などの文字を大きく入れたりするなど、誰が見ても紛らわしくないようにすれば良いのではないかと助言された。

しかし、Xは、その際の警察官らの態度が好意的であり、右助言も必ずそうしなければいけないというような断言的なものとは受け取れなかったことや、取引銀行の支店長代理がサービス券に銀行の帯封を巻いてほしいという X の依頼を簡単に承諾したということもあり、右助言を重大視せず、2022 年現在,百円札が市場に流通することは全くなく、表面の印刷が百円札と紛らわしいものであるとしても、裏面には広告文言を印刷するのであるから、表裏を全体として見るならば問題にならないのではないかと考え、表面に「サービス券」の文字を入れたこともあり、サービス券Aを作成しても処罰されるようなことはあるまいと楽観し、前記警察官らの助言に従わずにサービス券Aの作成に及んだ。

Xは、作成したサービス券を警察署に持参して前記防犯係長らに差し出したところ、格別の注意を受けることなく、かえって前記巡査が警察署内でサービス券を配布してくれたため、ますます安心して、さらに同様のサービス券を作成した。

Yはサービス券Aを見て、自分の飲食店でも同様のサービス券を作成したいと考え、Xと相談して前記製版所に依頼し、サービス券Aとほぼ同じデザインのサービス券を作成した(これを「サービス券B」とする)。その際、YはXよりこのサービス券は警察に確認した上問題なく、警察に配布してから相当日時が経過しているが特に何の話もない、銀行でも何も言われずに帯封を巻いてもらえたと聞かされ、格別の不安を感ずることもなく、当該サービス券が問題のないものであるか否か独自の調査検討をしなかった。

X及びYに通貨及証券模造取締法1条違反が成立するか検討せよ。

## 参考条文:通貨及証券模造取締法第1条、2条

第1条 貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、国債証券及地方証券ニ紛ラハシキ外 観ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス。

第2条 前期ニ違反シタル者ハー月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金 ヲ附加ス。

参考判例:最決昭和62年7月16日刑集41巻5号237頁